

景観という宝を未来へつなぐ

～美しい自然や歴史・伝統と暮らしの誇りをきらりと感じさせるまちを目指して～

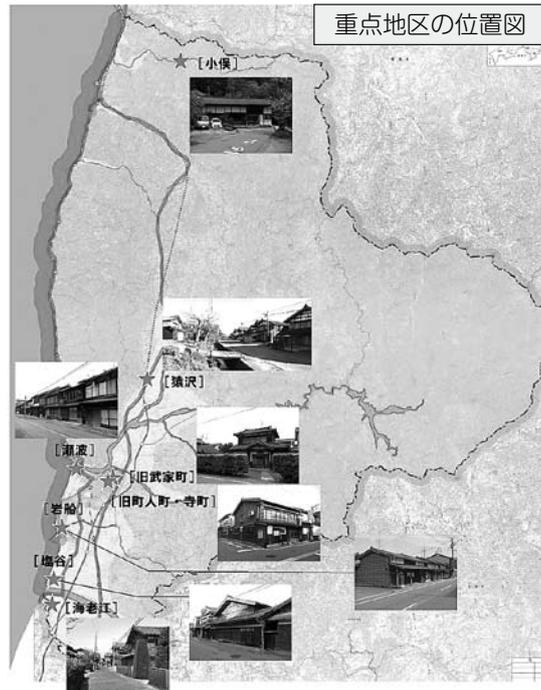
景観形成行為には届け出が必要

市内で一定規模以上の建築物や工作物の建設、開発行為など（以下、「景観形成行為」といふ）を行う場合には、市への届け出が必要です。また、景観形成行

市には、村上天町に代表される価値の高い歴史、文化的景観をはじめ、山林、河川、海岸、田園など豊かな自然景観があります。

私たちは、そのかけがえのない財産である景観を、後世に引き継いでいかなければなりません。

市では、その使命を負い、より積極的な景観づくりに取り組むため、平成26年から「村上市景観条例」を制定しています。



景観計画区域のうち、歴史、文化、風土などの特色を残している地区に対して重点地区の指定をしています。重点地区では、各地区の景観特性に沿った一定の基準を満たす優良建築物などの外観の変更などに対して、経費の一部を助成しています。詳細については、お問い合わせください。

優良建築物などの経費を助成

景観計画区域のうち、歴史、文化、風土などの特色を残している地区に対して重点地区の指定をしています。重点地区では、各地区の景観特性に沿った一定の基準を満たす優良建築物などの外観の変更などに対して、経費の一部を助成しています。詳細については、お問い合わせください。

為を行う際には、行為着手の30日以上前までに届け出が必要となりますので、早期の届け出をお願いします。

なお、届け出を行わずに景観形成行為に着手した場合は、罰則が適用されることがあります。

助成金交付の基準適合物件の例



さい。

なお、平成27年度は4件、総額約85万円を助成しました。

まちの魅力アップへ

景観保全・景観づくりは長い年月が必要となりますが、一人ひとりの配慮で、少しずつでも、もっと魅力ある美しい景観のまちになります。魅力的な景観は、心地よい生活空間を創り、まちのイメージアップにもつながります。景観という宝を未来へつなぐためにも、皆様のご協力とご理解をお願いします。

●問い合わせ 都市計画課建築住宅室 ☎53・2111（内線513）